

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への
指導監督等に関する有識者会議
第3回議事録

厚生労働省社会・援護局事業課

第3回戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への
指導監督等に関する有識者会議
議事次第

日時:平成31年10月7日(月)10:00～11:57

場所:厚生労働省専用第21会議室(17階)

1 開 会

2 局長挨拶

3 日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地に関する確認・検証作業の進め方について

4 戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等及び厚生労働省が実施する遺骨収集等作業について

5 閉 会

○橋口課長補佐 本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、第3回「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、援護企画課の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、新規構成員となられた方、それから、オブザーバー及び事務局の紹介をいたします。

信州大学医学部法医学教室の浅村英樹教授に構成員として本会議に御参加いただくことを御了承いただきました。ただし、本日の会議につきましては、事務手続の関係上、オブザーバーとして御参加いただいております。

そして、本日は日本遺族会の畔上専務理事にもオブザーバーとして参加いただいております。

事務局側の出席者につきましては、座席図のとおりでございますので、そちらをごらんください。

それでは、議事に先立ち、谷内社会・援護局長が御挨拶を申し上げます。

○谷内社会・援護局長 おはようございます。社会・援護局長の谷内でございます。

第3回有識者会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、皆様にはお忙しい中を御出席いただき、深く感謝申し上げます。

また、日ごろから援護行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

皆様、御案内のことでございますけれども、過去数次にわたるDNA鑑定人会議におきまして、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されておりましたところ、先月の19日に適切な対応をとっていなかった9事例につきまして公表いたしました。

このような事態は、遺骨収集を待ち望む多くの御遺族がおられる中で、遺骨収集事業全体への信頼が問われることであり、私ども援護局に在籍する者は、このことを真摯に重く受けとめなければならないと考えております。御遺族を初め、遺骨収集事業にかかわる方々並びに本会議に参加いただいております皆様など、多くの方々に御心配をおかけしておりますことをおわび申し上げます。

後ほど御説明いたしますけれども、先週の10月4日に、本有識者会議のもとに調査チーム、専門技術チームを設置し、両チームで御議論いただいた結果は、本有識者会議に御報告をいただくことを公表いたしました。遺骨収集事業の適正実施を目的といたします有識者会議のもとで、遺骨収集にかかわる業務全体を見直し、信頼を取り戻さなければならないと考えております。構成員の皆様からいただいた御助言を今後遺骨収集作業に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

特に、一部の構成員の方には調査チームや専門技術チームの構成員もお引き受けいただいております、お忙しい中、限られた期間に集中的にお集まりいただくこととなりますが、ど

うぞよろしくお願ひいたします。

以上、私の挨拶とさせていただきます。

○橋口課長補佐 それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様、撮影はこれ以後、御遠慮いただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

(カメラ撮影終了)

○橋口課長補佐 続きまして、資料の確認をお願ひいたします。

まず初めに議事次第、座席図、開催要綱、ホチキスどめの資料Ⅰ、資料Ⅱ、そして、構成員の方には参考資料といたしまして「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議中間とりまとめ」の資料、「戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書」の資料を用意してございます。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、戸部座長、進行をお願ひいたします。

○戸部座長 それでは、議事を進めさせていただきたいと思ひます。

きょうの会議はこれまでの会議とちょっと異なっておりまして、局長から御説明がありましたように、日本人でない遺骨が収容された可能性について、その確認・検証作業をこれから進めるということでありますので、まずこの問題について事務局側から御説明をいただき、その上で、これまでと同じように戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等について、また皆様から質疑、御所見を賜りたいと思ひます。

それでは、まず資料Ⅰについて、事務局から御説明をお願ひいたします。

○泉援護企画課長 援護企画課長でございます。私から資料Ⅰについて御説明したく存じます。

資料Ⅰをごらんいただきたいと思います。縦の資料になっております。2つの公表資料が合わさった資料になっております。1ページ目から9月19日の公表資料、7ページ目から10月4日に公表した資料、その2つの資料が1つの資料にホチキスでとめられております。

以降、順を追って御説明いたします。

1ページ目、ことし9月19日の公表資料で「これまでの『戦没者遺骨のDNA鑑定人会議』において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について」と題します資料でございます。

日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について報道がございました。事実関係を整理し、相手国と情報共有を行ったことから、9月19日に公表に至ったものでございます。

2ページ目、横の資料になっておりますが、「これまでの『戦没者遺骨のDNA鑑定人会議』において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地」といたしまして、大きく分けて2分類でございます。(1)令和元年7月において相手国との協議に向けて検討

を行っていた埋葬地としてございます。この埋葬地がさらにAとBの2区分に分かれます。Aといいますのは、DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、さらにDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例が1埋葬地でございます。

Bの区分でございますが、DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地、ここまでは一緒でございますが、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例、これが4埋葬地でございます。

(2) DNA鑑定人会議発足以後全ての議事録を今般精査いたしました。鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地があるということでございました。区分はCとしてございますが、4埋葬地ございました。

3ページ目、Aの区分についての埋葬地の概要が出てまいります。

ザバイカル地方において収容された埋葬地でございますが、収容時期は平成26年8月でございます。

日本への送還許可は、現地政府発行の遺骨移送許可書が出ているというものでございました。

収容された御遺骨の柱の数が16ございまして、日本人である蓋然性が高いということも埋葬地資料、また、現地調査で得られた証言によって確認しておりました。骨の形質の鑑定はロシア側の鑑定人が実施しているというものでございました。

DNA鑑定機関への鑑定を28年の3月にいたしました。

御遺族への呼びかけの時期は平成29年3月でございました。

身元特定数のところは、なしということでございまして、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期が平成30年6月でございました。

DNAから見た日本人である可能性の確認をしていただいた結果、平成30年8月には「日本人の遺骨ではない」または「日本人の遺骨ではない可能性が高い」ということをこの16柱全部について御報告いただいたケースでございます。

以降、4ページ目が先ほどのBのグループでございます。DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地でございますが、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例でございます。

表の見方は先ほどの3ページ目と同様でございますが、省略をさせていただきますけれども、下から2つ目の行の日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期をごらんいただきますと、平成24年から平成31年までの時期にわたっているということでございます。

5ページ目、これは日本人でない御遺骨が収容された可能性が指摘されていたという点においてBと同じでございますが、このたび私どもがDNA鑑定人会議発足以来の全ての議事録を精査することによって見つけ出したというのが、この5ページ目に載っている資料でございます。

以上、3 類型につきまして、9 月19日に公表させていただいたということでございます。

7 ページ目、10 月 4 日の公表資料でございます。9 月19日に公表された埋葬地につきまして、今後の確認・検証作業の進め方について取りまとめまして、公表いたしました。それが10月4日のことでございます。これについて御説明をいたします。

8 ページ目、今後の確認・検証作業の進め方といたしまして、検討を行う場合は1つ目の○でございますが、当有識者会議にお願いしたく存じます。構成員として浅村先生の御紹介がございましたが、DNA鑑定 of 専門家を加えるとともに、オブザーバーとして畔上さんの御紹介がございましたが、日本遺族会を加えるということでございます。

また、この当有識者会議のもとに、新たに(1)「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」、「調査チーム」としてございます。それから、「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」、「専門技術チーム」を設置するとしてございます。

3つ目の○でございます。有識者会議において各チームからの報告を受け、厚生労働省への意見を取りまとめるとしてございます。調査チームから有識者会議への報告は1カ月を目途、また、専門技術チームから有識者会議への報告は年度内を目途ということで目指すことをお願いしたく考えておる次第でございます。

同じ8 ページ目、下半分でございます。検討すべき課題ですが、(1) 調査チームにおきましては、戦没者の遺骨収集事業に関し、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価をお願いしたく思っております。

(2) 専門技術チームにつきましては、鑑定人会議において指摘を受けた埋葬地に係る御遺骨、先ほどの9 事例、597 柱につきまして、ア、現地での鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認、イ、日本人である可能性の確認をお願いしたく思っております。

また、②日本人である可能性の標準的確認方法の提示、現時点における確認方法の評価、新たな技術を応用することの課題の整理を行った上で日本人である可能性の標準的確認方法を確認する。また、他分野の技術についても広く探索しその活用を検討するとしてございます。

そして、③は、①と②を踏まえた今後の遺骨収集の作業手順の検討もお願いできればと考えております。

9 ページ目、来年度以降でございますが、年度末の専門技術チームから有識者会議への報告とその報告を受けた有識者会議の意見に基づきまして、厚生労働省において、各国の事情を踏まえまして、当該国における遺骨収集の手順を新たな作業手順に改めるということをしたく存じます。

2つ目の○ですが、既に収容した9 事例以外の御遺骨につきましては、②で示されました標準的確認方法に基づきまして、来年度以降に改めて確認を行うとしてございます。

最後の○、②で示されました標準的確認方法は、技術等の進歩に伴い逐次改善していくということにしております。

10ページ目、11ページ目、これは既にこの場で御紹介させていただいたとおりの資料でございます。浅村先生が名簿に加わっているということ、それから、戦没者遺骨収集推進協会と日本遺族会がオブザーバー参加するというをごらんいただきたく存じます。

12ページ目、このたび、新たに日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チームが置かれることになりましたが、その要綱でございます。

趣旨は御説明したとおりでございます。指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行っていただくということでございます。

構成は13ページ目の構成員の皆様をお願いすることとともに、調査チームに補助員を置くことができるとしてございまして、弁護士の先生2～3名をお願いすることを考えております。

また、この調査チームの事務は、客観性の担保という観点から大臣官房総務課において扱うことにしております。

その他、必要な事項は、主査が別に定めるとしてございます。

13ページ目、この有識者会議の中から熊谷先生と戸部先生に調査チームの構成員をしていただくとしておりまして、このほかに補助員の弁護士の方が2～3名加わるというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

14ページ目、同時に置かれます専門技術チームの要綱でございます。

趣旨は先ほど御説明したとおりでございます。9事例、597柱の御遺骨につきまして、日本人であることの確認を行うとともに、日本人の遺骨であることを確認するための標準的な方法、また、遺骨収容時の作業手順についての検討を行っていただくということでございます。

こちらも別紙の構成員をごらんいただきたくと思いますが、構成員をもって構成し、同チームに主査を置くとしてございます。

専門技術チームの事務は、社会・援護局の事業課でとり行います。

また、前各項に定めるもののほか、専門技術チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定めるとしてございます。

なお、公表資料と同時に新たに公表させていただきました援護局内のガバナンスの強化についても御紹介したく存じます。16ページ目をごらんいただきたく思います。

今回の問題でございますが、日本人ではない可能性を鑑定人会議で指摘されながら、適切な対応をとってこなかったことが大きな問題であるのはもちろんでございますが、日本人でない可能性を指摘された9事例について、そもそも現地での鑑定の手続や判断が適切だったのか、また、遺骨収集事業、遺骨収集業務の前提として、日本人である可能性の確認方法としてはどのようなものが標準なのかという論点を含めまして、遺骨収集事業の業務全体のあり方が問われているものと認識しております。

私どもは、遺骨の帰還を待ち望む多くの御遺族がおられる中で、遺骨収集事業、遺骨収集行政全体の信頼が問われることを真摯に重く受けとめまして、遺骨収集の適正実施を目的とする当有識者会議のもとで、遺骨収集に関する業務全体の見直し、信頼を取り戻さなければならないと考えておるところでございます。

他の行政分野におきましては、審議会がございまして、折に触れて状況の報告を行ったり、意見を伺ったりするということをしておりますが、遺骨収集業務に関しましては必ずしもそのような役割を果たす場がなく、PDCAサイクルが確立されていなかったところがございます。現在、推進協会に関する指導監査結果の報告を中心に当有識者会議にお願いしてきたわけでございますが、今後、定期的に遺骨収集事業全体の進捗状況を報告いたしまして、この有識者会議の御意見を伺いたく存じます。これによりまして、PDCAサイクルの確立と実施状況の見える化を図ってまいりたいと考えてございます。

これと並行いたしまして、遺骨収集における援護局のガバナンス強化を考えております。具体的には、援護局内で事業課のみが遺骨収集に関する業務を担当しており、組織としてのガバナンスが働きにくい状況になっていたことを反省し、16ページ目の資料にございますように「遺骨収集事業統括チーム」を設置いたしております。援護担当審議官が主査、副主査を援護企画課長といたしまして、こうした遺骨収集事業を援護の部門を挙げて実施するというようにしたく思っております。

2つ目の○をごらんいただきますと、有識者会議が出てまいります。定期的に遺骨収集事業全体の進捗状況を報告し、意見を聞くということにしております。また、有識者会議の事務局自体は事業課から分離をいたしまして、援護企画課に移管をしております。

また、3つ目の○でございます。最新の研究動向把握のため、外部有識者を活用したく存じます。具体的には、今回設置をお願いいたしました「専門技術チーム」の皆様には、年度末のとりまとめ以降も継続して御意見を伺いたく存じます。

また、4つ目の○でございますが、研究成果を実務に取り入れるため、専門家を登用したいと考えております。具体的には、社会・援護局長に「参与」を設置いたしまして、国の立場での対外説明・交渉に関する助言、各学問分野の最新動向の把握、また、調査研究の立案に関する助言、各分野の研究結果の統合など、遺骨収集事業に関しまして技術的な助言を行いたく存じます。参与の人選については調整中ございまして、決まり次第、公表したく存じております。

私からの説明は以上でございます。

○戸部座長 泉課長、ありがとうございました。

それでは、今の御説明について、構成員の方々の御質問あるいは御所見を伺いたく存じますが、9事例の事案についてはこれから検証作業に入りますので、それは置いておいて、むしろここで御指摘あるいは御質問をいただきたいのは、確認・検証作業の進め方についてです。これについて今後具体的に行っていくわけですけれども、この進め方について何か御意見がありましたらここで承っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 浜井でございます。

今回の検証の進め方に関して、有識者会議は社会・援護局が主管をすることになっているわけですが、調査・検証の枠組みをこの有識者会議に置くということについて、報道発表の前日に御説明をいただいたのですが、私としては、公正性という観点からこれが妥当なのかどうかについてきちんと詰められないまま発表に至ったことに違和感があります。

つまり、調査対象である社会・援護局が主導する形で調査チームが人選も含めて進められていったこと自体、問題があるのかないのかということについて、まだ疑念がありますので、その点、もし説明がありましたら御説明をいただきたい。

もう一つは、調査チームの体制が、今、構成員から出ている2名でございまして、作業の全体的な分量がどれほどものかはわかりませんが、2004年の鑑定人会議で指摘されたところから始めて、そこから15年ぐらいたっている事象について1カ月で検証を進めていくということで、ヒアリング等も含めて膨大な作業になるのではないかと考えられるわけなのですが、果たして2名という人員体制で進めていって大丈夫なのかどうか。

もちろん先ほど御説明がありましたとおり、補助的に法律の専門家の先生が2～3名つくということでしたが、私としては、調査チームの報告結果が有識者会議に上がってくることを考えますと、調査チームの構成員の中に有識者会議以外の方、法律ないしは行政学等の専門家の方を入れて、多様な視点で調査・検証を進めていくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

もう一つ気になりますのは、この有識者会議の主管が事業課から援護企画課に移管されたということで、私はその事情について詳しくはわかりかねますが、どちらの課も今回の調査対象になっているわけですし、調査チームに関しては官房総務課で主管されるということですが、少なくともこの調査・検証の事案に関して有識者会議で取り上げる場合は、調査対象ではない課室、官房総務課なりがこの有識者会議の事務を行うべきではないかと思えます。

以上、3点でございます。

○戸部座長 それでは、今の浜井先生からの御質問について、お答えをいただけますでしょうか。

○泉援護企画課長 まず、調査・検証についてでございますが、調査チームにつきましては、有識者会議の中の2人の先生にお願いするとともに、さらに補助員として弁護士の方数名をお願いすることとしており、この件については官房総務課から後ほど御説明があるかと存じます。

専門技術チームにつきましては、各分野の専門家の方々をお願いをすることにしております。こうした先生方にしっかり私どもの事務のこれまでのあり方を見ていただいて、客観的に評価していただきたいと存じます。

さらに、有識者会議の事務局について御意見がございました。事業課から援護企画課に

移管するのはわかったけれども、援護企画課ではない、さらに官房総務課が有識者会議の事務をとり行うべきではないかという御指摘、親会議として、この当有識者会議の事務を官房総務課が行うなど、ほかの部局が行うべきではないかの御指摘だと。

○浜井構成員 調査・検証に関する事案を扱う場合に関してはということです。

○泉援護企画課長 なるほど。調査・検証に関しましては、まず、調査チームのほうで調査をやり切っていただくことを前提にしております。その上で、その調査結果を踏まえて、今後どのように遺骨収集に関する行政を展開していくかという議論をこちらの有識者会議でお願いするという段取りになるかと考えておりました、その限りでは私どもが事務方として入ったとしても、客観性が損なわれないのではないかと考えております。むしろ、遺骨収集行政を担当します私どもに対して、しっかり直接御意見を頂戴したく考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤企画官 調査チームの人選について、私、官房総務課で調査チームのほうの事務方を担当させていただきます佐藤から御説明させていただきたいと思っております。

まず、浜井先生のところに御説明に行くのが直前になりましたこと、おわび申し上げます。

その上で、人選なのですけれども、先ほど泉課長からもお話がありましたけれども、お二方のほかに3名の弁護士さんに補助員という形でお願いしておりますが、これも主査の熊谷先生から御紹介をいただきましてお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、調査チームの人選や進め方につきましては、まさに主査である熊谷先生、座長である戸部先生の御指示のもとに、我々官房総務課のほうで進めていきたいと思っておりますので、そういった形で外部性の担保をさせていただければと考えているところでございます。

その上で、進め方につきましても、今の時点でこうと決めているわけではございませんけれども、お二方、それから、補助員の弁護士の先生に御指示をいただきながら、我々としては、確かに作業量として相当のものになるというのは考えておりますけれども、1カ月ということでございますので、精いっぱいサポートさせていただきながら、1カ月をめどに調査をしたいと考えているところでございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

浜井先生、何か追加で質問はありますか。

○浜井構成員 特に外部性の担保、公正性の担保ということに関しては、しっかりとやっていただきたいと思います。

また、有識者会議は今回で3回目ですが、毎回のように不適切事案といったことが話し合われていて、そのたびに信頼回復ということを事務局がおっしゃるわけですが、またこのような形になってしまったということは非常に残念だなと思っておりますので、検証をしっかりとさせていただいて、こちらの有識者会議に報告を上げていただき、そこでしっか

りとその検証結果に対して意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかにこの検証作業の進め方について、何か御質問あるいは御所見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○浜井構成員

先ほど最後に御説明をいただいたガバナンスの強化について質問です。資料の2つ目の○に「定期的に、遺骨収集事業全体の進捗状況を報告し」とありますが、これはどれぐらいの頻度をお考えなのかをまず教えていただきたい。

また、4つ目の○で「研究成果を実務に取り入れるため、専門家を」とあり、「技術的な助言」とありますが、これはいわゆる「科学技術的な」という意味合いであるかどうかを教えてください。

○戸部座長 お願いします。

○泉援護企画課長 2つ目の○でございます。定期的にとということですが、現在、有識者会議は事実上年に一度ということになっております。それよりもっと頻繁にということを考えておりますけれども、今の時点で何カ月に一度というのは決め切るまでには至っていないかと思っております。

こういうことがありました後ですので、しばらくは頻繁に開くことになるのではないかと思います。少なくとも調査チームの報告、専門技術チームの報告はそれぞれ1カ月以内、また、年度内ということになっておりますので、当初はそのぐらいの頻度にはなるかと思っております。その後につきましては、遺骨収集事業の進捗度合いを含め、また、先生方の御日程等も合わせてやっていくこととなりますけれども、少なくとも年に1回ということはない、もっと頻繁になるということだと思っております。

4つ目の○でございますが、参与は科学技術に関することでございます。その方面の専門の方をお願いしたく存じております。

○戸部座長 浜井先生、よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○犬伏構成員 今回の調査チームと専門技術チームというのは単発的にお考えなのか、これがどのように今後につながっていくということまでお考えなのか。御苦労の多いことを引き受けていただいていると思うのですが、この調査チームが終わりのある、つまり、1カ月をめどに報告して終了ということイメージしているものなのかどうか、報告で終わりなのかどうかもお聞かせいただければと思います。

○佐藤企画官 調査チームですけれども、1カ月を目途に報告をとということですね。そこまではある程度決まっております。その後はそのときの状況次第というか、構成員の方々

がどうお考えになるかということもあろうと思いますので、その時点でということかと考えております。今の時点で決まっていますのは、1カ月を目途にまず報告書を出させていただくということでございます。

○戸部座長 どうぞ。

○泉援護企画課長 専門技術チームにつきましては、年度末までの間に一定の報告を出していただくこととし、その後も継続して存続していただき、専門的な観点からの御助言を折に触れていただくということにいたしたく思っております。

○戸部座長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今まで御指摘いただいた浜井先生と犬伏先生の御質問や御所見を踏まえて、2つのチーム、調査チームと技術的な検証を行うチームでこれから検証作業を進めていただければと思います。

私、歴史家としての個人的な印象から言うと、1カ月で報告書というのはかなりきつい作業になると思いますが、とりあえずはそれを目標としてやっていきたいと思っておりますし、熊谷先生とも相談いたしましてきちんとした検証を行うと同時に、今後どうやっていけばいいのかについても何らかの方向性、方針を出せればと考えております。

また、会議は報告書ができるまでは開かれませんが、その間、いろいろ個人的にサジェスションやアドバイスがありましたら、ぜひそれぞれのチームの責任者あるいは私にお寄せいただければ、できるだけそれを組み入れて検証作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の事案に行きたいと思っております。資料Ⅱにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○橋口課長補佐 それでは、初めに、第2回有識者会議におきまして構成員の方からいただきました助言・意見に対しての対応状況について説明いたします。説明につきましては、担当ごとに分けて説明させていただきます。

3ページをごらんください。前回第2回有識者会議における構成員からの助言・御意見の概要でございます。一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会、こちらは指定法人でございますが、こちらにつきまして、会計手続について、適正処理を前提として業務の効率化及び改善を図ること、2ポツ目といたしまして、事業を積極的かつ効果的に進めるに当たっての課題と改善点の洗い出しを行うことという御助言をいただきました。

厚生労働省につきましては、推進法成立後3年間の取り組みを検証し、最善の体制づくりを行うこと、広く国民に対し遺骨収集事業に対する理解及び協力を得られるよう検討すること、関係諸国との連携についても、積極的に関係省庁と連携しながら取り組むことという御助言をいただいております。

こちらにつきまして、指定法人側の対応状況につきましては、座長の御了解をいただきまして、推進協会の竹之下専務から御説明をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○戸部座長 よろしくお願ひします。

○橋口課長補佐 では、よろしくお願ひいたします。

○竹之下専務理事 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会の竹之下でございます。

前回御指摘の会計手続、あるいは事業を効果的に進めるための課題について説明させていただきます。

以前の段階では人が少なく、派遣にはとにかく行かなければいけないということで、どうしても事務所内の事務処理がついつい後回しになっていく傾向がございました。毎年公募いたしまして、職員はふやしております。

会計手続についても、実際に起票する人間、それをソフトを使って入力する人、それを最終チェックする、これはそんなにしょっちゅうではないのですが、そういう人員をそろえましたので、大分負担は軽くなってきたのだろーと思ひます。

物の購入なども消耗品からちょっと大きな無線機なども含めて、持って行ってそのまま壊したりすることもありますので、結構物を買うことは多いのです。それを全部私のところまでの決裁で買うとなるとなかなか進まなくなってくるということがありますので、物の値段によってある程度責任を持ってそこで決定していただく形を一つはつくりました。

資料に書いてございますが、部長と主任がおりますので、主任が10万円まででそのチームで判断したら買う。部長が100万円まで。ただ、これらはいずれにしても資金を支出するときは私のところへ来るわけでございますから、野方図にどうぞ勝手にやってくださいと言っているわけではございません。

2番目に、何といつても担当する職員の問題でございます。この資料には年間約80回の事業に対して職員18名とありますが、現時点では20名になりました。それから、事業単位派遣員が14名でございます。全員で35人ぐらいの体制になってきましたので、それぞれ担当、専門性も活かしながらできるような、組織らしくなってきたと思ひております。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

続けて、お願ひいたします。

○橋口課長補佐 吉田課長、お願ひいたします。

○吉田事業課長 続きまして、厚生労働省に対します御助言・御意見に対する対応状況について、資料5ページ以下で御説明申し上げたいと思ひます。

厚生労働省に対しましては、昨年の当会議におきまして、1番目としては、遺骨収集推進法が成立後3年間の取り組みを検証し、その後に向けた最善の体制づくりを行うという御指摘、御意見、2番目といたしましては、広く国民に対して遺骨収集事業に対する理解及び協力を得られるよう努力し、その具体的な方策について検討すること、3番目といたしましては、関係諸国との連携についても積極的に関係省庁と連携しながら取り組むことという御意見、御助言をいただいたところでございます。

初めに、1番、2番につきまして、対応状況を御説明申し上げたいと思ひます。

推進法が成立をしまして3年経過をし、残り集中実施期間6年をどう迎えて、それに向けて努力していくべきかということについては、私どももさまざまな問題意識なり、御指摘の点については大変重要な御示唆であったと感じております。

ただ、一方で、役所の中だけでそれを論ずるということではなく、広く国民の方々にも理解を得ながら議論すべきではないかという問題意識に至りまして、ここに書いてございますように「遺骨収集の推進に関する検討会議」を設け、開催をお願いし、本年5月以降、計4回の実施をいたしました。その結果として、8月2日に検討会におきます「中間とりまとめ」をお取りまとめいただき、さまざまな具体的な方向性について御示唆をいただいたところでありまして、その対応については後ほど資料で御説明を申し上げたいと思っております。

また、先ほど来、御説明申し上げました旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地の遺骨収集におきまして、日本人ではない御遺骨が収容された可能性が指摘されたことを踏まえまして、今後の確認・検証作業を進めることとしておりまして、先ほど御説明したとおりの取り組みを今後は進めてまいりたいと考えております。

また、戦没者の慰霊事業に関するパンフレットなどを自治体に配布し、自治体にも協力いただきながら普及を行うことといたしました。

パンフレットにつきましては、例年5月末に举行されております千鳥ヶ淵の戦没者墓苑などで御参列の御遺族などにお配りをしておりましてけれども、それに加えて、各自治体にもお配りをしておりましてけれども、それに加えて、各自治体にも一定程度の部数を用意し、せんだって、各自治体に活用いただくべく配布をしたところでございます。

また、厚労省のホームページにもそのパンフレットの内容、それから、ポスター、これは例えば展示などで使っていただけるような遺骨収集事業に関する啓発のポスターといいたいまいしょうか、展示用の写真などを添えた資料でございますが、これも厚労省のホームページに掲載をしまして御自由に使っていただけるような形で掲載をいたしましたところでございますので、これらの活用も今後しっかり図ってまいりたいと考えております。

関係諸国との関係におきまして、フィリピン、インドネシアなどでは事業がとどこおっておりましたけれども、フィリピンにおきましては、昨年5月にフィリピンとの間で協力覚書を締結し、その協力覚書によりまして、昨年10月から現地調査を開始したところでございます。

また、インドネシアにおきましても、平成27年度以降、事業を中断しておりましたけれども、その後、インドネシア政府との協議を重ねまして、本年3月にその協議の結果が交渉妥結となり、本年6月に協定のサインを行ったところでございます。

さらに、アメリカとの関係におきましては、本年4月に米国防総省捕虜・行方不明者調査局、通称DPAAと称しておりますけれども、DPAAとの連携に関する協力覚書を社会・援護局長とDPAAの副長官との間で署名をいたし、さらなる連携強化を図ることとしたところでございます。

関係国の政府との協議におきましては、外務省の協力を得まして、各国当局と協議を行っております。また、戦没者の遺骨収集を実施するに当たりましては、海外での遺骨収集が円滑に進むよう、在外公館の支援もいただいているところでございます。

さらに、防衛省におきましては、海上自衛隊の護衛艦などで御遺骨の送還なども行っておりまして、今後ともこのような協力をぜひ進めてまいりたいと思っております。

続きまして、先ほど触れました検討会議におきます「中間とりまとめ」について御報告申し上げたいと思います。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の開催につきまして、48ページをごらんいただきたいと思っております。本有識者会議でも過去3年間の検証、それから、今後の集中実施期間に向ける取り組みについてどう向き合うかということにつきまして、2つの大きなテーマを掲げて御検討、御議論いただいたところでございます。

1つ目は、現状のところにありますように、遺骨収集の状況、これは法施行後3年たちました。近年では遺骨収集が減少し、年間1,000柱を下回る現状にある。また、遺骨収集の担い手となる方々も高齢化しているという現状を踏まえた今後の取り組みについての問題意識。

2つ目といたしましては、DNA鑑定等をめぐる状況でございます。身元特定のためのDNA鑑定に対する期待感の一方、遺留品がなくDNA鑑定だけで遺族が判明したケースが、これまでに特に沖縄での試行的な取り組みを実施しましたが、成果に結びついていない現状を踏まえまして、今後どうそれを進めていくべきかということにつきまして、専門家の方々の御意見も交え御議論をいたさうということで、この会議をスタートいたしました。

最後のところですが、本年5月23日から計4回の会議を開催いただき、また、その間、専門家の方々のワーキンググループなども開催をいたしまして、最終的には本年8月2日に中間とりまとめをいただいたところでございます。

構成員などにつきましては、次のページ以降をごらんいただきたいと思っております。当有識者会議からも、浅村先生、戸部先生、浜井先生に御参画をいただいたところでございます。

52ページをお開きください。8月2日に取りまとめいただきました検討会議中間とりまとめの概要について、御説明申し上げたいと思っております。

1. 目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化というところでございます。時間の都合上、今後の方向性のみ御説明させていただきたいと思っております。

残る集中実施期間、令和元年度から令和6年度までにおきます取り組みにつきましては、太字のところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、南方等の戦闘地域につきましては、従来実施してきた戦友などから得られる情報に基づく調査に加えまして、現時点までに海外資料調査から得られた情報に基づき、調査を要する埋葬地点を令和2年度から令和5年度にかけて可能な限り調査することを目標とする。また、その結果を踏まえまして、令和3年度から令和6年度にかけて遺骨収集を集中的に行うという御提言をいただきました。

また、旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地につきましては、現時点におきまして調査を要する埋葬地を令和元年度から3年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、令和6年度までに集中的に遺骨収集を行うという目標設定ということで方向性をお示しいただきました。また、これらの調査後は、可能な限り早期に遺骨収集を行うということも御付言をいただきました。

なお、参考といたしまして、括弧の中をごらんいただきたいと思いますが、南方等戦闘地域におきましては、海外資料調査で平成29年度までに得られた情報をもとに埋葬地を推定できる有効情報は1,695件。また、旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地につきましては、今後調査・収容を実施する予定の埋葬地は、モンゴルを含めまして62カ所ございます。これらを指標にいたしまして、今後6年間の取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

また、それに加えまして、例えば多くの方が参加しやすくなるような派遣期間の検討ですとか、派遣団の人材確保などにつきましても、実施体制を整備する必要があるということで、御提言をいただいているところでございます。

53ページ、54ページをごらんいただきたいと思います。鑑定の今後のあり方というところでございます。53ページの方向性をごらんいただきたいと思いますが、大きく2つの方向性をお示しいただきました。まず、鑑定の実施体制につきましては、鑑定の安定的な実施や鑑定技術の向上などのためには、鑑定実施体制の充実と、戦没者遺骨に関する研究の推進などといった課題について取り組む必要があるという御指摘をいただいたところでございます。

また、最後の行になりますけれども、DNA抽出の可能性を高めるために、現在の歯及び四肢骨に加えまして、側頭骨の錐体部と称する部分も検体の対象とすることが望ましいという技術的な御提言もいただいたところでございます。

54ページをごらんいただきたいと思います。幾つかの論点がございましたが、1つ目は、現地における焼骨につきましての御議論がございました。太字のところをごらんいただきたいと思いますが、近年の鑑定技術の推進を踏まえましたより一層の科学的鑑定を行うことが期待されている。現地で焼骨をせずに、日本でDNA抽出の後に焼骨することも選択肢となるが、厚生労働省は本とりまとめを踏まえて、遺族感情に配慮し、制度面や技術面の課題を整理し、遺族等関係者の理解を得つつ慎重に進めていくべきであるという方向性、御提言をいただいたところでございます。

また、身元特定のためのDNA鑑定につきましては、2つ目の箱をごらんいただきたいと思います。南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針についてというところですが、太字のところをごらんいただきたいと思います。

南方等戦闘地域の御遺骨について、記名のある遺留品がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、これまで沖縄での試行実施を行いましたけれども、さまざまな状況からしますと、身元特定は非常に難しいことが見込まれるという御見解のもとで、さらに、そうした中でも今後南方等の戦闘地域の戦没者遺骨につきましてDNA鑑定を実施する場合には、推

定される戦没者の数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。

また、推定される戦没者の数に対しまして、その収容地で収容された御遺骨、検体の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行うことで、少しでも可能性が見込まれるのではないかと御提言でありました。

また、御遺族に対してはさまざまな可能性を高める意味においてよくよく説明をし、より一層丁重に行うべきではないかという方向性もお示しいただきました。

これに加えて、積極的な広報が必要だということも御提言をいただいたとともに、その鑑定を進めるためには実施体制の充実が不可欠であるとの御提言もいただいたところでございます。

今後、特に南方等戦闘地域のこれらの具体的な地域をどこからやるかということにつきましては、今、厚労省で検討を鋭意進めておりますけれども、その参考資料として56ページをごらんいただきたいと思っております。この資料は南方等戦闘地域の重立った主要地域、島ごとに、そこで亡くなられたと思われる戦没者の推定される数、政府派遣団が収容してきたこれまでの収容柱数、さらに、収容された御遺骨から検体として採取された御遺骨、検体数を一覧化したものでございます。

これらをもとに、先ほど方向性は2つ示されましたけれども、推定される戦没者の母集団が一定程度以下であること、それから、母集団に対しまして収容された御遺骨、検体数の数が多いところから取り組むという御示唆をいただきましたので、ここに示されているような指標も参考に今後具体的に検討し、公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○橋口課長補佐 続きまして、令和元年度指導監査結果報告について御説明させていただきます。

戻りまして、9ページをごらんください。指定法人に対する指導監査の結果でございます。本年度につきましては、令和元年7月11日の木曜日から12日の金曜日、10時から17時の2日間にわたって行いました。

前回指摘事項の改善状況といたしましては、口頭指摘とございますが、2件ございまして、支出の決定における決裁の不備、こちらにつきましては今回確認いたしましたところ、問題はございませんでした。適切な決裁処理がなされていることを確認しております。

前回口頭指摘の2点目、予定価格の未作成についてですが、こちらについては先ほど竹之下専務から御説明がありましたけれども、なかなか事務的に難しいということで、改善状況が見られなかったということでございます。派遣実績が不十分であるため、なかなか予定価格を立てることが技術的に難しいという御説明がございました。

口頭指摘に続きまして、より程度の軽いものにつきましては助言という形で指摘をしております。まず1番目といたしまして内部監査の実施、複数人による会計帳簿のチェックを実施していることを確認しております。

2番目、専務理事への権限委任事項の整理については、指定法人について改めて整理す

る必要はないと判断したということでございますので、要綱上、専務理事への権限委任事務が予定されているのですけれども、権限委任事務をわざわざ整理する必要はなかった、現時点では整理する必要はないということでございます。

3番目、業務手順書の作成でございますが、こちらについては、派遣業務について及び事務的な作業内容につきまして、手順書を作成しつつあることを確認しております。

改めて確認された事項につきまして、上の口頭指摘で予定価格が未作成ということございましたので、今回も改めて予定価格を作成するようという指摘で、口頭指摘から1段階指摘の程度を上げまして、文書指摘といたします。予定価格の作成ということで、法人の会計規程において、契約責任者が作成することとされている予定価格が未作成となっていたため、会計規程に基づき必要な予定価格を作成するよう指導を行いました。前回の指導監査において口頭指摘としておりましたが、改善が見られなかったため、文書指摘としたいと存じます。

引き続きの口頭指摘の2点目でございますが、文書管理規程の整理ということでございます。法人の文書管理規程におきまして、文書の機密性が具体的に定まっておらず、上司の許可なく外部に内部資料を提出した事案が発生したため、文書の機密性について規程の整理をすること、定期的に職員への指導をすることの2点について指導を行っております。

続いて、助言といたしまして、1番目、各種管理者等への書面による辞令の交付です。口頭により、それぞれ例えば物品管理などの管理者の部署に応じて指定をされているのですけれども、こちらについては書面による辞令において改めて確認するようというところでございます。

会計処理等の業務手順書の作成については、派遣業務につきましては、地域ごとに手順書を作成されているのですけれども、会計処理については不十分でございますので、会計処理等の事務的な業務手順書、いわゆるマニュアルについては作成するようというところで助言をいたしております。

今回の指導監査結果から見えた今後の課題・対処方針でございますが、平成30年度実績を対象とした指導監査におきまして、前回の指導監査実施時の指摘事項については改善されているものの、会計処理において改善が徹底されていない事項も確認されたところでございます。

上記の対処方針ですが、平成30年度につきましては業務量に見合った人員体制の確保が不十分であったことが指摘事項につながったと考えられます。体制の見直しや業務の効率化を促すなど改善策を検討し、会計規程に基づく適正な会計処理が行われるよう指導を行うことといたします。

次のページ、その他でございますが、平成30年度中に指定法人の職員が2名、海外派遣時におきまして亡くなった事案が生じております。指定法人の職員及び団体の職員に今後こういった事例が生じないための対応につきまして、以下のとおり確認をしたところでございます。

まず、そもそもの死亡事案についての死亡原因ですが、こちらについては個人の病気の有無等も踏まえてなかなか調査が難しいところがございますが、少なくともこういう緊急事案が生じたときの対応ということで、1点目、派遣期間中の対応についてでございますが、派遣期間中に職員が海外で死亡した場合に、その際のマニュアルがございませんでした。団長が適切な指示をすることがなかなか難しい事情が生じたので、事案発生後、速やかに指定法人の事務局に連絡し、その後の対応を行い、日本側から早い段階で応急派遣職員や通訳を現地へ派遣し、御遺族、派遣団員のフォロー、各種必要な手続を行ったことを確認しております。

令和元年度以降につきましては、派遣期間中にそういった緊急事案が生じた場合に備えて、マニュアルを作成し、派遣の際に携行していることを確認しております。

2点目、指定法人職員及び派遣団員の健康管理についてということでございます。先ほど御説明しましたように、死亡原因についてはいまだ不明のままですが、少なくとも考えられるということで、健康管理を徹底するというところでございます。

(1)といたしまして、平成30年度の健康管理については、指定法人では、法人職員については年に1回健康診断を行っており、派遣団員については派遣前に健康診断書を提出してもらっておりました。

これを受けまして、令和元年度以降の対応方針といたしましては、法人職員については、年に2回健康診断を行い、その結果を医師に問診してもらい、派遣に行くことが可能かどうかということも判断してもらいたいと考えているということでございます。

派遣団員については、遠方在住者の都合なども鑑みたくて対応したいということでございます。なお、派遣団員の健康診断の費用を支度料に含めて一部補助するための規程の改正も検討しているということでございます。

指定法人職員の派遣につきましては、平成30年度の職員の派遣については、法人職員の人員不足のため、派遣と派遣の間が1週間以下のような職員の事案もございました。これを受けまして、令和元年度以降の対応方針といたしましては、令和元年度以降は派遣と派遣の間が最低でも2週間以上となるように調整をするということで確認をいたしましたところでございます。

以上でございます。

続きまして、資料11ページ以降をごらんください。平成30年度戦没者遺骨収集等事業の各種資料になってございます。こちらにつきましては、最新の数字にリバイスをしておりますけれども、過去の会議等においても御説明させていただいたところがございますので、資料そのものの説明はお時間の関係で省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

18ページから41ページにつきましても、既に公表済みの資料を今回改めてリニューアルしたものでございますので、ごらんになった上で、御質問等があれば後日でも結構でございますので、事務局にお問い合わせください。

以上でございます。

引き続きまして、予算の説明を佐藤補佐からいたします。

○佐藤課長補佐 予算の説明について、事業課から御説明いたします。

資料43ページでございますとおり、推進法施行以降、この4年間は23億円から24億円の間でほぼ推移しているところですが、令和2年度におきましては、29億6900万円の概算要求をしているところでございます。

44ページ、今年度の予算でございますが、今年度の予算は前年度と大きくは変わらないのですが、変わっているところとしましては、②の現地調査と埋葬地調査でございますけれども、これまで海外公文書館での資料収集を集中的に行っておりましたが、3年間の計画が終わりましたので、これを活用するため、現地調査に力を入れてまいります。それに伴いまして、現地調査、埋葬地調査の経費がふえております。

45ページ、ただいま御説明申し上げたとおり、海外公文書館の資料収集の集中実施期間が終わりましたので、予算を減らしているところでございます。

一番下でございます法人への委託費の内訳を書かせていただきましたが、これについては昨年度と今年度、同額で計上しております。

46ページ、来年度概算要求の概要でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり29億6900万円、約6億円増の要求をさせていただいております。変わったところとしましては、2の収集事業に関しましては、現地調査及び埋葬地調査と遺骨収集につきまして、派遣体制を強化して拡充するというところで要求しております。

もう一つは、4の遺骨の鑑定でございます。遺骨鑑定について実施体制の充実ということで、一つにはDNA鑑定の体制の充実ということで、DNA鑑定の迅速化を図るため、新たな機器を戦没者遺骨専用として導入し、DNA鑑定を推進したいと考えております。

また、その下、鑑定料の引き上げにつきましては、その機器の導入に伴いまして、試薬の購入等が必要になりますので、DNA鑑定料は鑑定人の先生方に実費で鑑定していただいておりますので、その試薬の購入等に伴う引き上げを考えております。

次の形質人類学の鑑定につきましては、これまで形質人類学の鑑定の方は、遺骨収集のときには必ず日本からも同行していただいていたのですが、2年度からは、その前に当たる現地調査にも鑑定人の先生に同行していただいて、形質の鑑定を行いたいと考えております。

4のイの戦没者遺骨に関する研究の推進でございますけれども、戦没者遺骨の鑑定に役立つ研究を進行するというところで、1つ目として、次世代シーケンサという新たな技術を戦没者遺骨に取り入れるということを考えまして、研究の推進を図りたい。

2つ目の形質人類学につきましても、戦没者遺骨への応用を図るとともに、収容現場に行っていただく鑑定人の先生の人材育成ということを考えております。

3つ目の安定同位体比分析、これも「新」はついておりませんが、新たな技術で少しずつ取り組んでいるところでありますけれども、次世代シーケンサによるSNP分析同様に新

手法の研究を推進していきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○橋口課長補佐 資料の説明は以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

かなりの量の説明なので、分けて考えましょうか。指定法人、協会のほうへの監督、監査について、まずいろいろ御指摘や御議論をいただきたいと思いますので、資料Ⅱからすると10ページまでのところで、いろいろ御質問やあるいは御指摘があるかと思いますが、そちらから議事を進めていきたいと思います。御意見あるいは御質問のある方、よろしくお願ひいたします。

竹内先生、お願いします。

○竹内構成員 指定法人に対する指導監査の結果の中に文書指摘として予定価格がつくられていないということが引き続きございまして、こちらについては契約責任者が作成することとされていると。幾ら以上のこういった契約については予定価格をつくらなければいけないという形で規程になっているかと思うのですけれども、そちらについては規程どおり予定価格は作成されるべきだと思います。

ただ、予定価格というのは、もともと外部の方をお願いする価格が適切であるかどうかの目安になる金額ですので、予定価格をつくっていないとすればどういう形で価格が高過ぎないとか、そういったことを検討されたのか。そのあたりについて、予定価格がつくられていないという形式的なことではなくて、価格が適切であるかどうかを検討していないというのは非常に問題ですけれども、何かしらされているかと思うのですが、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○戸部座長 竹之下さん、お願いします。

○竹之下専務理事 一番頻りにやるのが、派遣団の各種経費を支払い代行してもらう旅行業社のほうなのですけれども、これは当初、私どもは予定価格をつくらないよりもつくれないと。行ったことのないところへ行ってどのぐらいかかるかというのを私どもの職員だけで作るというのは、もちろん厚生労働省の慰霊事業の補助員であるとか、年配になってやめてから手伝っていた方であるとか、あるいは各団体から推薦された、団体で行っておられた方ということで、行ったことのある経験者は大分集めたのですけれども、実際に予算のトータルを知っている人は余りなくて、それを無理につくることはできなかった。

したがって、私どもは、一応条件は示しまして、数社の旅行社に見積もりを出していただいて、その中で一番安価なところ、ただ、安価過ぎてもということで、非常事態があったときの対応ぶりも書いてもらいまして、それで総合的に選んでいきました。

したがって、この2年、実質2年半ぐらいの間に実績が大分出てきましたので、どこへ行く場合はどのぐらいの経費がかかるというのが、逆に予定単価はつくれるようになってきましたので、徐々に予定単価を考えながら入札もやっております。来年度あたりは、自信を持って全部予定価格を積算して、どこかに計上しておくことができると思います。

○戸部座長 ありがとうございます。

竹内先生、お願いします。

○竹内構成員 行ったことがないとか価格がわからない、そういったことで予定価格が立てられなかった、経験を積んでくる中でだんだん立てられるようになってきたということですので、そういったケースについては、これからはこういった指摘のないように、予定価格で適切な価格をある程度目安にしておいた上で外部にお願いします。

私がちょっと心配していたのは、人間的にも限りのある皆さんでやられていて、予定価格を立てる作業が事務手続上、非常に形式的になって大変になっているのであれば、厚労省とも相談の上、規程の改正も検討するべきなのかなと思ったのですが、そのあたり、行ったことのないところにも実績も出てきたので予定価格を今後立てられるようになる見込みであれば、規程の改定というよりも基本的に予定価格を立てて外部にお願いします、契約交渉に入るといふふうに改善して行っていただきたいと思います。

○竹之下専務理事 それは可能です。行ったことがなくても類似の地点であれば類推できる経費がいっぱいあるわけですから、もともとそういう比較する資料を持っていなかったことからつくりようがなかったというのが実情でしたので、実際に今まで述べ百何十派遣をやっていますから、その中で大体どこへ何人行く場合は幾らというのが、経理の面から入力した結果を打ち出すことで推定はできますので、今でもつくっているところもあるのです。ただ、つくれないところのほうが多いという部分がありましたので、徐々にそれはふえてきましたので、来年度あたりは全部仰せのとおり予定価格をつくりながら、入札あるいは見積もり合わせをやっていけるとおっしゃっています。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○浜井構成員 資料の5ページに関して、これは事務当局と推進協会の両方にお尋ねですが、②の対応状況として、「パンフレットを自治体に配布し」ということで、これは地方自治体ということだと思いますが、各都道府県に配ったのかどうか、配布先の細かいところを教えてくださいということが1点目です。

またその次に「パンフレット、ポスターをホームページに掲載し」とありますが、これはもう掲載済みなのか、まだ掲載していないのか。今、確認をしたところ、見当たらないのですが、これは割と簡単にできることなのかなと思っていて、これがどういう状況なのかを教えてください。

また、パンフレット等に関しては、前回の会議で推進協会でもぜひつくって国民に広く広報してはどうかという話がありましたが、推進協会でもパンフレットをつくる予定が現状どうなっているかについてお尋ねしたいと思います。

○竹之下専務理事 今、原案はできておりますので、精査している途中でございます。ただ、都道府県全てにこれを送付するかどうかというところまでは考えておりません。要望

のあった方にお届けするぐらいのことしか現在は念頭に置いておりません。

○戸部座長 どうぞ。

○吉田事業課長 厚労省の対応につきまして、御説明申し上げたいと思います。

まず、パンフレットですけれども、ことしからは全都道府県、それから、いわゆる政令指定都市にそれぞれ50部ずつ配布いたしました。初年度ということもありまして、多いか少ないか、またしっかり確認してまいりたいと思いますけれども、活用状況を踏まえまして、必要などころに行き渡るように今後も活用を図っていきたいと思っております。

ホームページには既にパンフレットと先ほど申し上げました展示用ポスターのPDF化した媒体を掲載してございます。これを自由にダウンロードしてお使いいただきたいということで開始してございます。

厚労省の社会・援護局の援護の分野のところを開きますと、最初のページにそれが載っていると思います。より活用していただくように、表示方法などについては今後検討していきたいと思いますが、まず試みとしてはそのような対応をいたしたところでございます。

○戸部座長 そのパンフレットは大分分厚いのですか。

○吉田事業課長 A4判で数ページです。

○戸部座長 ホームページを開けばわかると思うのですがけれども、できましたら次回あたりにはこの構成員にも現物を配付していただけますでしょうか。

○吉田事業課長 後ほど御用意して、この場でお配りしたいと思います。

○戸部座長 竹之下さんのほうのパンフレットもできるだけ早くおつくりいただいて。

○竹之下専務理事 まだ精査中でございますので、この会議に後ほどというわけにはいきませんが、次の会合のときまでには完成版をお届けいたします。

○戸部座長 よろしく申し上げます。

ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

○熊谷構成員 熊谷から幾つか御意見を申し上げたいと思います。

まず、4ページの法人の対応の関係ですが、大分改善はされているということで、とりわけ総務セクションが大分充実しているのかなと思ひまして、そういう意味ではかなりうまく法人としての体制はできつつあるということで、評価したいと思います。

幾つか指摘された事項、9ページにあるのですが、予定価格の話で言いますと、私は幾つかの公益法人の契約審査委員とか契約監視委員とかをやっていますが、いろいろな法人で予定価格がわからないことはいっぱいあるのですが、その場合にはまさに相見積もりをとって、相見積もりをとる中で予定価格を作成して、作成した予定価格をもとに交渉に入ることになると思うのです。相見積もりはとっておられるようですから、その段階で1回予定価格を立てるというプロセスを入れておくことが重要なかと。

そうしないと、経験のあるものしか予定が立たなくなってしまうとおっしゃっていましたが、そういうことだけではなくて、相見積もりをとった中で一定予定価格を立て

るという手続は、法人のガバナンスの問題としては必要なのだろうということだと思えますので、そのあたりは今後のことも含めてやっていただけるといいのかなと思えます。

今回も文書、口頭の指摘が幾つかあるのですが、この段階でリスクの洗い出したいなこともやっていただけるといいのかなと思えます。それはいろいろな事業部門で、例えば健康の問題もそうですし、文書の流出の問題もそうなのですが、どんなリスクがあるのかを3年たちましたので洗い出しをしていただけて、何が不足しているのかを検討していただけると。これは場合によっては厚労省とうまく相談しながらやっていただけるといいのかなと思えます。

厚労省の関係なのですけれども、関係諸国との連携というのがあって、フィリピン、インドネシア、アメリカが挙がっているのですが、これは質問になるのですが、今回幾つか問題になっているロシアとの関係では何か連携しているのかどうか、そのあたりを教えてくださいなと思えます。

以上です。

○戸部座長 では、まずは竹之下さんからお願いできますか。

○竹之下専務理事 御指導いただいたように、既に相見積もりは最初からやっていますので、それで安いところという基準でやっておりましたけれども、私は事前に立てておいてやるのが予定だという認識でおりましたので、途中でも予定価格をつくることは、今でも十分にできるかと思えます。よくわかりました。

○戸部座長 ついでにお考えを聞かせていただきたいのですが、健康管理の面で、今回は特に亡くなられた方がいらっしゃったということですが、実情はいかがなんでしょうか。

○竹之下専務理事 昨年6月18日とことしに入ってから3月21日に、それぞれ派遣中の方が亡くなりました。ただ、派遣団の行動で崖を登っているうちに滑落したとか、異常な労働を強いたので亡くなったとか、そういうことではございません。

1人目の方は、ガダルカナルのホニアラについて、ついた日のミーティングは出席されたのですが、朝、起きてこないのを見に行ったら亡くなっていたと。どうもコレステロールなどがたまって心不全を起こされたみたいな感じです。現地の解剖された医師の所見でそうになっています。虚血による心不全と。虚血は日常のコレステロールではないかと読める感じでした。

2人目の方は、マリアナ諸島のテニアンで、1月に入っていた鑑定人の方なのですけれども、大学をおやめになって、以後は私はこの仕事を集中してやりますよと非常にうれしい御希望をいただいて、規程を変えてこの方が私どもの職員になる形をつくりまして、ことしの1月12日に入いただき、最初の1月はミャンマー、2月から3月にかけてマーシャル、3月の末にテニアンに行っていたのです。

テニアンのカロリナス台地という、最後に日本の兵あるいは一般人も含めて逃げ込んだ台地があるのです。そこにまだ遺骨が草の陰、木の根のところにあるということで、そこ

は何回も搜索しているのですけれども、台地は勾配がありまして、途中、15分ぐらい登ったところで疲れたからということで全員休憩したのですが、それから10分後ぐらいにあともう少しだというので台地に登ったところ、本人に俺は疲れたから、後で追いつくから先に行ってくれと言われたので、そのまま本人を残した。

ただ、すぐ近くが搜索地点だったので、30分置きに誰かが見に行ったのですが、大丈夫と。おりて病院でも行こうかという誘いもしたのですが、そんなに大したことはないから大丈夫だと言われたので、そういう言葉についつい甘えてそのまま30分置きの見回りでやっていたら、どうしても回復しないからお昼過ぎに救急車を呼んだ。救急車を呼んでも台地の上まで来ませんので、救急隊員が担架を持ってきて、担架で下山途中で亡くなったという状況です。

こちらはテニアンからサイパンへ運ぶのにまたいろいろな許可が要る。サイパン、テニアンには解剖のできる医師がいないということで、御家族がそんなに待つのだったら、もう亡くなったのだから解剖してもしょうがないのだから、また数日かかるということであれば、解剖しないでほしいと希望された。それでも帰国までの期間が10日目ぐらいになったのです。

その方もどうも死因は心臓疾患で、以前からそういう生活習慣病的なものも健康診断ではうかがえますので、遺骨収集作業そのもので亡くなったのではないのですけれども、考えてみれば、この方は張り切っておられて、1月、2月、3月と毎月でしたから、ちょうど2週間行って、2週間休んで、また次の2週間という形だったのです。

年齢は最初の方が64歳、鑑定人の先生は60歳ちょうどでした。あるいは私たちがお言葉に甘えて頻繁に派遣を組んだせいなのかと、私自身が自責の念にかられたりしているのですけれども、健康上の問題であったと。

そこで現在、私どもは、まずは協会の職員としては年1回の健康診断を2回にしようかということと、先ほども厚労省から御紹介がありましたけれども、派遣が非常に立て込んできて。しかし、この職員の能力はここで使わないといけないと。ある30代の職員などは、帰ってきて3日目に次のところへ行ってくれという乱暴なこともお願いして、せめて1日洗濯だけさせてくれと快く行ってくれたのですが、最低2週間あけないと過労が蓄積するのではないかという気はしております。健康診断をやることと2回にふやすこと。その結果を見て、これでこういう行動が可能かどうかを見ようと思っています。

社員団体から推薦されていく派遣団の構成要員ですけれども、そちらについては従来から健康診断の提出はお願いしているのですが、これに対する資金の裏づけは今までなかったもので、古いもので、これでいいではないかという人も当然出てくる。そこで、協会職員以外の各社員団体から推薦されている方には、今まで作業服等の一部にということで支度金を1会計年度に1回1万4020円、1万3000円の8%と。現在考えているのは、健康診断料8,000円弱を協会で負担して、年に1回は必ず行ってくださいと。

ただ、この診断書もごく簡単に問診だけで書いてくれるところもあるようで、非常に安

くて済むと。高ければいろいろな検査をやって、そうすると2万、3万かかる診断書をつくる方もあるようですが、私どもが心配すべき病がわかるかどうかは7,000~8,000円の範囲でお願いできたらということで、これは実は会長まで了解を先週にとりましたので、会長決定で11月出発の派遣団から、この年度に初めて行く方に限ってなのですけれども、今までの1万4020円から、2万円を支度金として消費税が10%ですから2万2000円に改定することを考えております。近いうち、会長決定の細則の形、いずれ理事会で規程を変えてふやしていったら、健康面はどうやっても絶対ということは言えないと思いますけれども、考える範囲でできるだけ後悔をすることのない対応をしたいというところでございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

健康管理にまず重点を置いていただくと同時に、長期的には人材の補充、育成が大事だと思いますので、そちらもぜひ御検討いただきたいと思っております。

それでは、ロシア関係のほうをお願いできますでしょうか。

○泉援護企画課長 今回、御指摘のありました9事例の埋葬地につきまして、ロシアとの協議の状況について報告をいたします。

9月25日、ロシア外務省と協議を行ってまいりました。内容でございますが、遺骨収集事業へのロシア側のこれまでの協力について謝意を示すとともに、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された9の埋葬地につきまして、ロシア側へ説明を行ったところでございます。

ロシア側と意見交換を行いました結果、今後も情報共有と意見交換を継続して行う必要性について双方一致したところでございます。

また、ロシアにおける遺骨収集は日ロ間の協定に定められているところでございますが、人道的観点に立脚し、両国民間の相互信頼のもと実施してきたところであり、今後とも継続して行う必要があることについて双方一致したという結果でございました。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

いつ再開されるかまではまだわからないわけですね。

○泉援護企画課長 今後の日程につきましては、双方協議の上ということになります。

○戸部座長 気になりますのは、先ほどの御説明にありました中間まとめ案で、ロシア側の遺骨収集の回数がかなり具体的に規定されていますので、もしロシア側のオーケーがとれなくてこれが大幅におくれるとなると、その計画自体も成り立たなくなってしまう危険性があるのですが、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○泉援護企画課長 今後よくロシア側との意思疎通に努めてまいりたいと思っております。

○戸部座長 どうぞ。

○橋口課長補佐 先ほどお話のありましたパンフレットなのですが、用意できましたので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○戸部座長 お願いいたします。

(パンフレット配付)

○戸部座長 それでは、10ページまでにこだわらずに、資料Ⅱについて御説明いただいたこと全体について、御質問あるいは御意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からよろしいでしょうか。前にいただいた資料で見ていたので今のページ数だとわからないのですが、今年度の遺骨収集数が8月現在としてもえらく少ないのですが、これは年度が終わるまでには大体昨年度並みの数の収集はできるという御判断でしょうか。それとも、ことしはえらく少ないということなのでしょう。

何ページでしたか。

○吉田事業課長 資料19ページではないかと思ひます。

○戸部座長 そうですね。28年度以降も1,000柱を切ってしまうている、それでも800、900だったのですけれども、ことしは今のところ、8月末段階なのでしょう。271柱ということなのですが、この数はどう考えたらよろしいのでしょうか。

竹之下さん、お願ひします。

○竹之下専務理事 現場から申し上げますと、私どもの協会はどちらかというと、年前半あるいは3分の2の期間は調査をやっています。現地調査です。それで、それぞれ集まっている遺骨を年度最後のほうの第3・四半期あるいは第4・四半期で帰還する形をとっていますので、現時点ではどうしても年度前半の調査主体の部分です。今後、遺骨を捧持して帰ってくる派遣団のほうが多くなりますので、万遍なく毎月一定数が来るわけではありませぬので、そういう点もあろうかと思ひます。

もう一つは、検討会でも出ましたように、焼骨か焼骨しないかという議論もありましたので、焼骨する場合でも、よほどみんなが納得する焼骨でないといけないのかなという考え方も持っています、どの程度どうするのかということも慎重になっております。だから、遺骨そのものは恐らく前年とほぼ似たような数字になるのではないかと私は推定しております。

○戸部座長 ありがとうございます。

厚生労働省、お願ひします。

○皆川事業推進室長 今年度の取骨についてのお尋ねがございましたので補足をさせていただきますと思うのですが、今年度、これからの予定なのですが、11月に樺太、それから占守島から樺太に移送してくれた御遺骨の分から始まりまして、南方諸地域の遺骨収集は3月まで予定がござひます。

これによって最終的に数がどうなるのかというのはよくわからないところがござひますけれども、鋭意情報収集、それから、事前調査に行っていたいただいた部分の収集に努めてまいりたいと考えております。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問や御意見はおありでしょうか。

浜井先生。

○浜井構成員 細かい点も含めて3点ございます。

1点目、これは検討会議のほうでも質問させていただいたことなのですが、17ページ等にある海外資料調査を反映したArcGISのシステムについて、こちらのシステムの情報共有が推進協会のほうときちんと図られているのかが話題になったと思います。ライセンスの問題があるというお話だったと思いますが、その後、このシステムに関する情報共有はどうなったのか、あるいは見通しについて教えていただきたいというのが1点でございます。

2点目、先ほどのお話の中にありましたが、現地で鑑定をする人類学者の先生、痛ましいことにお亡くなりになったということですが、推進協会の職員としてこの1月から採用され派遣されたということでございます。この点について、現地での遺骨鑑定を推進協会の責任ないし費用で行っていくお考えなのか、それともこれは例外的なケースで、基本的には厚労省の謝金ベースで鑑定人の派遣をしていくのか。こちら辺はどのように整理されているのかを教えていただきたい。

3点目、先ほど来のシベリア抑留の問題に関連しまして、推進協会の構成員であるJYMA、学生を主体とした遺骨収集団体が活動をしばらく休止するという報道がありました。JYMAは今まで主力となって遺骨収集に取り組んできた団体だと理解しているのですが、こちらが活動を一旦休止するというのであれば、これからの推進協会の派遣計画にも大きな影響があるのではないかと考えられます。その辺りの実情と今後の見通しについて教えていただきたいと思います。

○戸部座長 竹之下さん、お願いします。

○竹之下専務理事 まず、遺骨の鑑定は厚生労働省か私ども遺骨収集推進協会かという点がありましたけれども、文書にはございませんけれども、すみ分けとして、遺骨収集派遣団のほうは最終的に厚生労働省の指導監督職員が行き、受け持つ。ただ、現地調査においては協会独自に行く場合があるわけですから、厚生労働省の方が入らないケースがあるわけですね。その場合は協会ですらしてもらえないかというのが理事会のときも話題になりました。協会としては今年度は鑑定料600万円を予算の中に組んでいるわけでございます。

ただ、檜崎先生の場合はそれでどうかということはあるのですが、一時的なすみ分けは、遺骨収集団は厚労省、調査は協会ということで、ただ、それに膠着するものではなくて、人がいなかったり、あるいは経費が足りなかったりということもありませんから、適宜派遣団のときに相談しながらというのが、厚生労働省と私どもの立場でございます。

2番目に、JYMA日本青年遺骨収集団が派遣中止とおっしゃいましたけれども、正確には、自分たちは焼骨に肯定的でないので焼骨をする予定の派遣団には参加しないということにして、焼骨をしない調査団には派遣するというようになって、現在もその形で進行中でございます。全部手を引いてしまったということではありません。先月の20日にJYMAの理事

会を開いてそういうことを決めたと理事長の赤木さんから聞いております。

○戸部座長 厚労省側からの御説明をお願いします。

○吉田事業課長 まず、浜井先生から御指摘のありましたArcGISというシステムを使いまして遺骨の所在情報の推進協会と厚労省との情報の共有化です。これは検討会議でも御指摘がありまして、予算上、ライセンスを協会に必要な分を持っていただければ、必要な分だけ展開できるということになっております。必ずしも制約していたわけではないのですが、今、具体的に幾らふやしたということは手元に資料がなくて御説明できませんが、協会との打ち合わせの中で必要な分を付与して活用していただきたいと考えております。

鑑定人のすみ分けでございます。来年度概算要求には現地調査も含めて可能な限り形質人類学の専門家を現地に送り出すことを予算化しようということで検討しております。もともと現地調査はどちらかといいますと推進協会が主体的に計画をし、現地入りをするということで、機動性を高めるという意味においては、協会のほうでコントロールしていただいたほうがよりよいだろうということで考えておりました。ただ、実際のところ、それに見合う人材が豊富にいらっしゃるかというとなかなか難しい状況でございまして、来年度の中では、まず厚労省のほうで予算化をし、また、必要な人材の確保についても関係機関などの御協力をいただいて増加をしながら、まず厚労省の中で予算化をし、具体化を進めていきたいと考えております。

その後の運用につきましては、どのような形がより協会との間で効果的な活用につながるかという点については、また打ち合わせをしながら、実施に向けて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○戸部座長 浜井先生、よろしいですか。

○浜井構成員 細かい点なのですが、ArcGISのライセンスは既に共有され、推進協会でも自由にお使いになっているという理解でよろしいですか。

○竹之下専務理事 そのとおりでございます。

○浜井構成員 わかりました。ありがとうございます。

○戸部座長 ほかにはいかがでしょうか。

今、このパンフレットをいただいたのですが、これは慰霊が中心なので、慰霊という観点からすればよくできているとは思いますが、遺骨収集については余り一般の方々のイメージは出てこないのではないのでしょうか。もう少し数字とか、ここでオープンにされているようなデータを入れて、どういう事業なのかをPRされるべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。これだけだとよくわからない。

○吉田事業課長 今、先生から御指摘をいただいた点も踏まえて、内容についても改善を図ってまいりたいと思います。

一方、ここにはお配りできておりませんが、展示用ポスターにつきましては、一定程度収容現場の風景といいたいまいしょうか、様子、実際に遺骨収集に取り組まれている派遣

団の方々の活動状況ですとか、それにまつわるさまざまなセレモニーも含めて、私どもとしては写真などでわかりやすく御説明したつもりであります。そういったものの活用も図っていきたいと思います。

数的データなども添えてはどうかという点は非常に御示唆に富んだ御指摘だと思いますので、今後改善をしてみたいと思っております。

○戸部座長 ほかに御質問あるいは御指摘がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

あるいは、きょうオブザーバーとして御参加いただいている方々で、ぜひこの場で一言申し上げたいということがありましたら、浅村先生、それから、畔上専務理事、何かありましたらお願いしたいと存じます。

○浅村氏 信州大学の浅村と申します。

私はDNA鑑定人会議の座長をしていることから、恐らくこの会議のメンバーに今回新規にということだと思うのですが、発言の機会をいただいたので一言だけお伝えしたいと思います。実は先月の末に鑑定人会議をやったのですが、その場でもお話ししたことで、きょうお話するつもりもなかったのですが、ぜひ皆様方にも聞いていただければということで、実は厚労省の方にちょっとした抗議をさせていただいたのです。

資料Ⅱの46ページ、これが来年度の予算の要求ということなのですが、その4を見ていただくと、これは一見、鑑定体制の充実ということで増額を図ったと見てとれるのですが、実際に見ていただくと、アの（ア）というところが、今、私どもが行っているDNA鑑定人会議のメンバーが関与しているところです。

今回予算が大きくふえているところがイに書かれている新技術の研究ということで、今まで800万円だったのが1億6000万というかなりの増額なのですが、この「新」と書かれている次世代シーケンサあるいは形質人類学的鑑定の研究というのは、形質人類の方は実際に現地に行つてということを知っているのですが、前回詳細の額を聞くと、多くは次世代シーケンサと安定同位体比分析という今は行われていない、適用されていない研究、これから応用できるかもしれないという、かもしれない研究に対してかなりの予算の請求をされている。

実際に私どもが行っているアの（ア）というところに関しては研究という点ではゼロで、何かというと、いわゆる実費の増額と機器の購入ということの請求です。実際に私どもの行っている鑑定は研究なくしては鑑定ができていないので、それぞれ皆さん科学研究費等の請求をしたりして研究を今までやってきた中で、それを応用しつつ、今、DNAの鑑定をさせていただいているのです。

私は鑑定人会議の代表として来させていただいている点から言うと、もうちょっとこの請求に関しては相談をいただきたくて、私どもは科学研究費をこんな額は当然とれなくて、何百万というお金をとるに当たっても相当な構成を練つてこういう研究をしますということを請求して、それでも当たる確率は数十%なのですが、このかもしれない研究に

対しては1億幾らで私どもの実際に結果を出している研究に対してはゼロということにとでも違和感を持って、先月の鑑定人会議ではちょっとした抗議というか、モチベーションが下がりますということをお伝えしたまでです。

正直に言うと、本当に今、お伝えしたとおりで、どうしてもこの分野は研究なくしてはできないものですので、今まで実費ではないですけれども、それぞれが努力をして研究費を獲得して今に至っているという点から考えると、ぜひここにも投資をしていただいて、現在の結果がどんどん向上するためには、今、やっているものたちに見合う研究費をお願いしたいかなということ、ここにいる方にも理解していただければと。

もう一個だけ先ほど気になったことがあってお伝えしたいと思うのですが、私はDNAの専門ということで呼んでいただいているのですが、実は本当の専門は法医学ということで、死因究明という解剖医をしています。先ほど、このお二人の方が亡くなったという話があったので、ぜひお伝えしたいと思うのですが、この亡くなった原因が虚血性心疾患というお話が出てきたと思うのです。それまで見た目は元気であった方が突然亡くなったということですので、これは数万円の健康診断をやっただけでは当然わからないこととして、弁護士の先生がいてあれですけれども、こういうことでの訴訟はよくある話ではあるのですが、大丈夫ですよと医師が判断して何かをしたことで亡くなったら、医師の判断があったのにどうなのだと。

どこまでの検査をするかということで、先ほどの虚血性心疾患を診断するためには相当の検査、人間ドックプラスαの検査をしなければいけないので、おおよそ10万以上の健康診断をしないと虚血性心疾患は見つからないだろうと思われまので、ちょっとどうなのかなと。

お2人目の方に関しては、死因究明が十分にされていないという印象だったと思うのですが、ぜひ今後のためにも必ずやるべきかと。これは厚労省の別の所管だと思うのですが、来年から新しい法律も始まりますので、日本に戻ってきてからでも、検死というのはされていると思うのですが、詳しく調べて。

○竹之下専務理事 防腐剤が入って、もう解剖してもしょうがないと聞いています。

○浅村氏 虚血性心疾患ならば十分にわかります。

○竹之下専務理事 後者の方。

○浅村氏 後者の方も、亡くなった原因が虚血性とか心臓のというお話があったと思うのですが、それならばきっと。

○竹之下専務理事 診断書に心肺停止としか書いていなくて。

○浅村氏 そうですか。それ自体が日本ではあり得ないところもあるので、死者の尊厳という点では、死因究明もそういう方に関してもぜひやっていただけたらと。別の話です。

○戸部座長 ありがとうございます。

前者のほうはこの有識者会議で果たして扱うべき事柄がよくわからないのですが、せっかくこれから構成員になられるので、ぜひ会議で言い続けていただければ、来年度の

予算に反映できるかどうかはわかりませんが、非常にもっともな御意見だと思しますので、我々もできるだけサポートしていきたいと思っております。

検討会議の中間とりまとめがありました。いずれは最終とりまとめがあるのだらうと思っておりますので、そちらに反映できるようにしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

余り時間もなくなりましたけれども、畔上さんから一言お願いいたします。

○畔上氏 今回、新しく調査チームと専門技術チームができるということでございます。いろいろテリトリーが広がると思っておりますけれども、大変なのは重々承知でございますけれども、できるだけ速やかな対応をぜひお願いしたいと思っております。

今後、それこそ検討委員会でも残り6年を集中的にやるというお話があったと思っております。そうしますと、新たに1,695件ですね。それとさらにロシアということで、今までの事業にそれだけの範囲が加わりますので、その辺を含めて、推進協会のいろいろな改善点、マンパワーのアップ等々は伺いましたけれども、一層、職員のほかに派遣団員のマンパワーアップをしていかないと、とても追いつかない現状なのかなと思っております。

加えて、今、いろいろお話が出ましたけれども、身体的な部分だけではなくてメンタルの部分のケアも今後しっかり改善していただければと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点がありましたら、せつかくの機会ですのでお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ないようですので、きょうはこれで議事を閉じたいと思っておりますが、最初にお話がありましたように、今回、ロシアでの遺骨収集に関するさまざまな問題が生じて2つの調査・検証チームができるわけですが、チームのメンバーの方々にはいろいろ御負担をかけると思っておりますけれども、どうかしっかりと調査していただいて、今後こういうことが起きないように何とか進めてまいりたいと思っております。

この有識者会議も恐らく開催頻度が多くなるというお話でしたので、その分、皆さんにも御負担をかけると思っておりますけれども、今後ともどうかよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

○橋口課長補佐 事務局からでございます。

次回の開催時期につきましては、皆様方に御相談させていただきまして、別途御連絡をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。